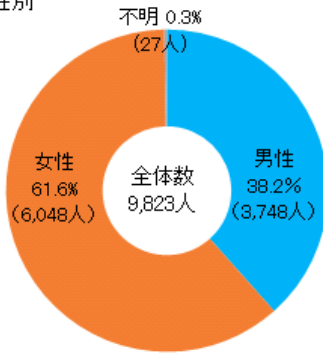


国際観光芸術専門職大学(仮称)設置に関する  
アンケート調査結果【高校生対象】概要

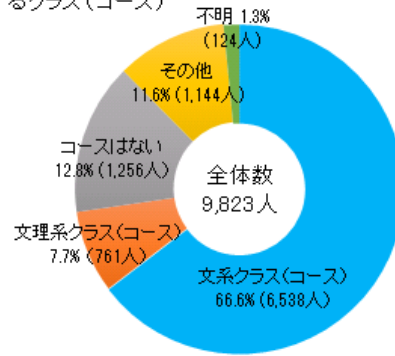
1. 調査概要

調査対象	高校2年生
調査エリア	兵庫県、他8県
調査方法	高校留置き調査
調査対象数	依頼数 (依頼校)
	回収数 (回収校)
調査時期	令和元年5月～7月

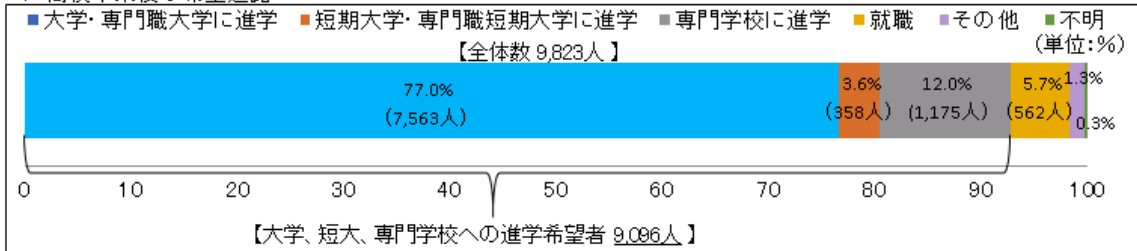
2. 性別



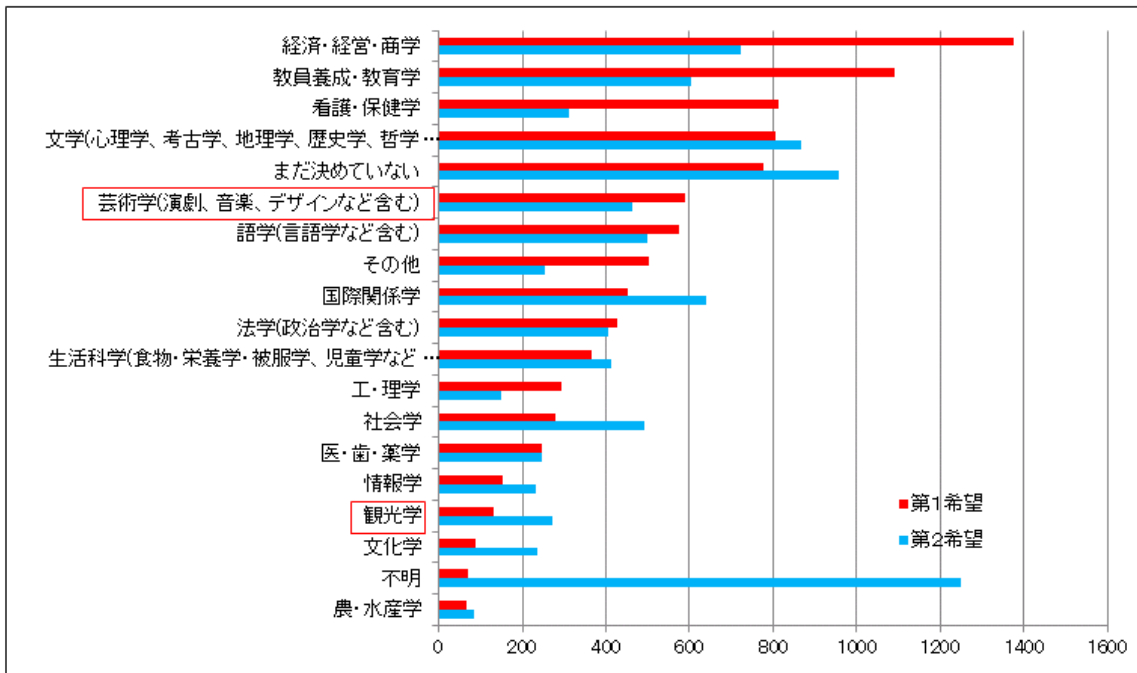
3. 所属するクラス(コース)



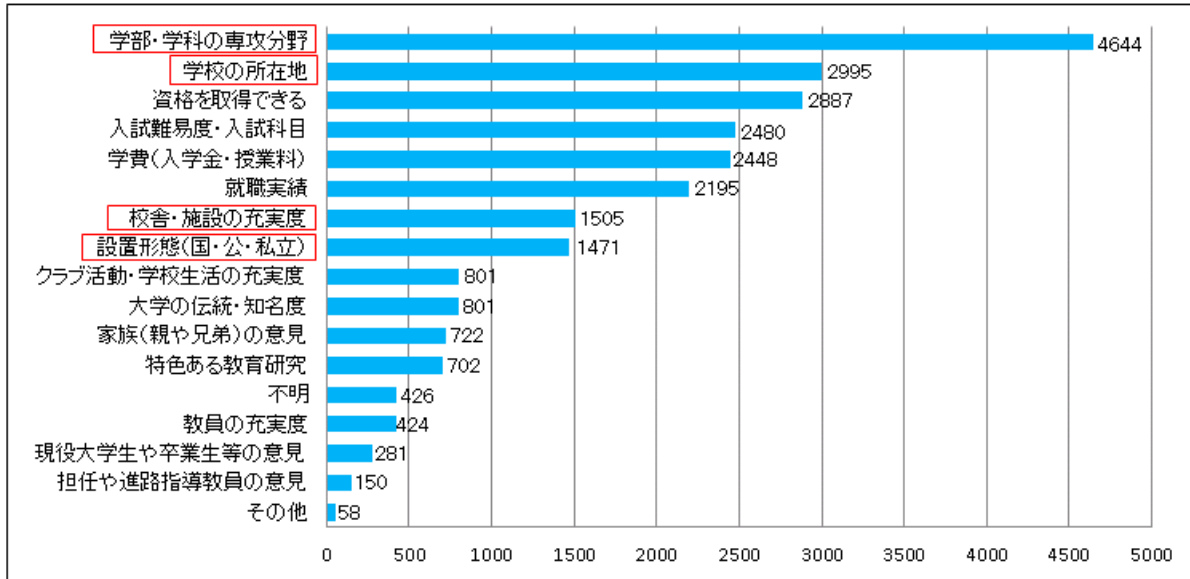
4. 高校卒業後の希望進路



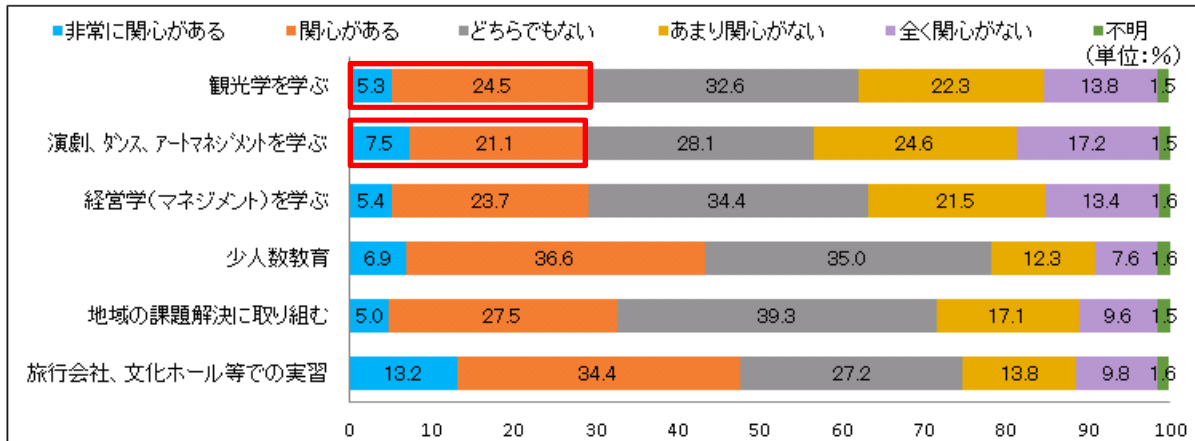
5. 進学を希望する学部



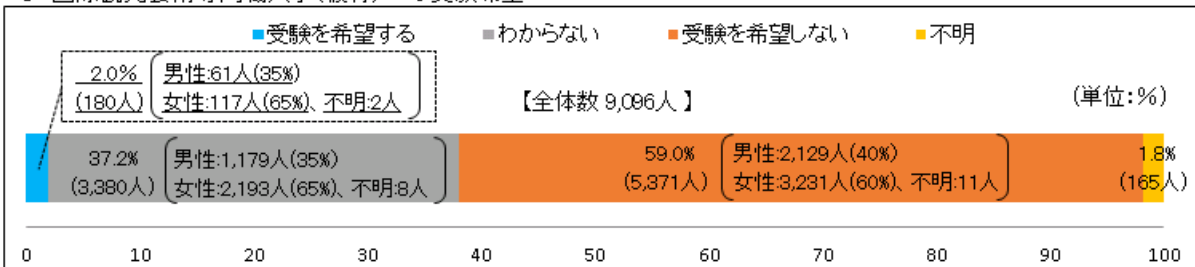
6. 進学先の選定基準(複数回答可)



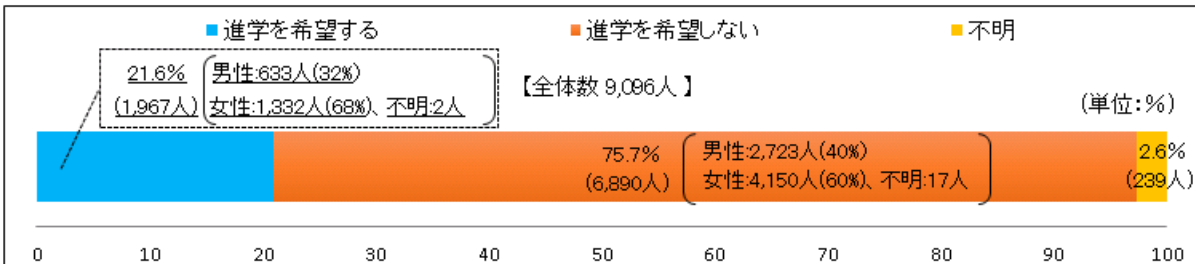
7. 国際観光芸術専門職大学(仮称)の特色に対する関心度



8. 国際観光芸術専門職大学(仮称)への受験希望



9. 国際観光芸術専門職大学(仮称)に合格した場合の進学希望



10. 国際観光芸術専門職大学(仮称)を「受験希望」かつ「合格した場合の進学希望」



【アンケート調査の詳細分析結果】

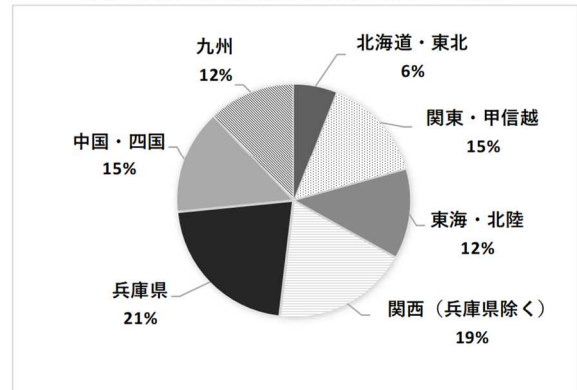
※「観光学を学ぶことができる」及び「演劇、ダンス、アートマネジメント（文化政策、ホール運営等）を学ぶことができる」の両方に「非常に関心がある」又は「関心がある」とした者の本学への進学意向

	合計	進学を希望する	進学を希望しない	不明
全体	1,298人	629人	645人	24人
受験を希望する	112人	<b>106人</b>	5人	1人
受験を希望しない	430人	70人	355人	5人
わからない	746人	450人	284人	12人
不明	10人	3人	1人	6人

【本学への高校生からの資料請求者数(累計)及び高等学校地域別内訳】

地域	2020年3月31日現在		2020年8月15日現在	
	件数	割合	件数	割合
北海道・東北	78	7.3%	194	6.0%
関東・甲信越	178	16.6%	477	14.7%
東海・北陸	124	11.5%	403	12.4%
関西(兵庫県除く)	177	16.5%	610	18.8%
兵庫県	<b>232</b>	<b>21.6%</b>	<b>699</b>	<b>21.5%</b>
中国・四国	148	13.8%	472	14.5%
九州	138	12.8%	390	12.0%
合計	<b>1,075</b>	—	<b>3,245</b>	—

(高等学校地域別内訳(2020年8月15日現在))



## ○出入国管理及び難民認定法（抜粋）〔昭和二十六年十月四日政令第三百十九号〕

## (活動の範囲)

第十九条 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者は、次項の許可を受けて行う場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる活動を行つてはならない。

- 一 (略)
- 二 別表第一の三の表及び四の表の上欄の在留資格をもつて在留する者 収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動
- 2 出入国在留管理庁長官は、別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者から、法務省令で定める手続により、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動の遂行を阻害しない範囲内で当該活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことを希望する旨の申請があつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。この場合において、出入国在留管理庁長官は、当該許可に必要な条件を付することができる。
- 3 出入国在留管理庁長官は、前項の許可を受けている者が同項の規定に基づき付された条件に違反した場合その他その者に引き続き当該許可を与えておくことが適当でないと認める場合には、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。
- 4 (略)

## (所属機関による届出)

第十九条の十七 別表第一の在留資格をもつて在留する中長期在留者が受け入れられている本邦の公私の機関その他の法務省令で定める機関（次条第一項に規定する特定技能所属機関及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十八条第一項の規定による届出をしなければならない事業主を除く。）は、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、当該中長期在留者の受入れの開始及び終了その他の受入れの状況に関する事項を届け出るよう努めなければならない。

## 別表第一

一～三 (略)

四

在留資格	本邦において行うことができる活動
留学	<u>本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動</u>
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（二の表の技能実習の項の下欄第一号及びこの表の留学の項の下欄に掲げる活動を除く。）

家族滞在	一の表、二の表又は三の表の上欄の在留資格（外交、公用、特定技能（二の表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。））、技能実習及び短期滞在を除く。）をもつて在留する者又はこの表の留学の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動
------	--

五 （略）

○出入国管理及び難民認定法施行規則（抜粋）

〔昭和五十六年十月二十八日号外法務省令第五十四号〕

（所属機関による届出）

第十九条の十六 法第十九条の十七に規定する法務省令で定める機関は、教授、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、留学又は研修の在留資格をもつて在留する中長期在留者が受け入れられている機関（当該中長期在留者の受入れに関し、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十八条第一項の規定による届出をしなければならない事業主を除く。）とする。

- 2 前項に規定する機関が法第十九条の十七の届出をするときは、別表第三の四の表の上欄に掲げる受入れの状況に至った日から十四日以内に、当該受入れの状況に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した書面を地方出入国在留管理に提出するものとする。
- 3 前条第三項の規定は、前項に規定する書面の提出をする場合について準用する。

別表第三の四（第十九条の十六関係）

- 一 （略）
- 二

留学の在留資格をもつて在留する中長期在留者の受入れの状況	事項
受入れの開始	一 中長期在留者の氏名等 二 中長期在留者の受入れを開始した年月日
五月一日における受入れ	中長期在留者の氏名等
十一月一日における受入れ	中長期在留者の氏名等
受入れの終了	一 中長期在留者の氏名等 二 中長期在留者の受入れを終了した年月日 三 卒業、退学、除籍その他の中長期在留者の受入れの終了に係る事由

# 留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針

2019年6月11日  
文部科学省  
出入国在留管理庁

- 我が国の外国人留学生は修学を目的に来日して高度な知識・技能を身に付け、多様な活躍の機会を得ることが期待される。
- 我が国での就労を目的とする留学生を安易に受入れることは、留学生本人の不利益につながるるとともに、受入機関の教育活動・在籍管理・学校運営への支障が生じる可能性がある。また、適正な留学目的で来日する留学生も含めた、留学生制度全体の信頼・信用の失墜につながる。
- このため、留学生の在籍管理の徹底について、政府・大学等が一体となって対策を講じる必要がある

現状の課題

- ① 所在不明者や所在不明を理由とした除籍者が多く発生し、不法滞在、不法就労等につながっている実態が懸念される

## 1. 正規・非正規・別科の留学生受入れに共通した対応方針

### (1) 留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化

- ◆ 各大学等への通知発出により在籍管理の徹底を再要請 措置済
- ◆ 退学者・除籍者・所在不明者の定期報告の実施方法の見直し 措置済
- ◆ 所在不明者等の発生状況に応じて在籍管理状況を調査、必要な改善指導を実施

実態把握の手順

- ① 長期欠席者（1カ月）の状況に応じて、原因分析と対応策の報告を要請
- ② 不法残留者、退学者、除籍者、所在不明者等の発生状況に応じてヒアリング、実地調査等を実施
- ③ 在籍管理が不十分な場合、改善指導

### (2) 在籍管理の適正を欠く大学等に対する在留資格審査の厳格化 （法務省令等の改正）

- ◆ 1（1）の改善指導の結果、改善が見られない場合、在籍管理非適正大学として、法務省に通告

- ◆ 「在籍管理非適正大学」及び3年連続「慎重審査対象校」（注）とされた大学等については、改善が認められるまでの間、留学生への在留資格「留学」の付与を停止し、大学等名を文部科学省と同時に公表
- ◆ 「慎重審査対象校」の判断基準の見直し及び同校の留学生の在留資格審査において、経費支弁能力に関する資料に加え、日本語能力について試験による証明を求めることを検討

（注）慎重審査対象校とは、不法残留者数等にかんがみ、留学生の経費支弁能力等について慎重な審査を行う大学等を指す

※ 上記の他、文部科学省として、不法残留者等の発生状況を踏まえた私立大学等経常費補助金の減額・不交付措置の導入、在籍管理の適正を欠く大学等への制裁の強化（奨学金枠の削減、該当大学名の公表、政府主催の留学フェアへの参加制限）等

文部科学省の対応策

出入国在留管理庁の対応策

資料2-3

## 2. 非正規・別科・専門学校への追加的対応方針

### (1) 非正規や別科（専ら日本語教育を行うもの以外）等を活用する学校への対応方針

### (2) 専ら日本語教育を行う別科（留学生別科）への対応方針

現状の課題

② 学部研究生、別科（専ら日本語教育を行うもの以外）、専門学校を、実質的に進学のための予備教育課程として運用し、日本語能力が十分でない留学生を受入れている実態が懸念される

③ 専ら日本語教育を行う留学生別科について、教育の質確保や留学生の適正な受入れのための仕組みがない

文部科学省の対応策

◆ 実質的に大学学部進学のための予備教育課程として運用されていないか、大学入学相当（日本語能力試験N2相当）の日本語能力を入学時に求めているかについて確認、法務省に通告

確認の観点  
・入学時の日本語能力要件（日本語能力試験N2相当）  
・履修科目の正規課程科目との同一性  
・日本語科目のレベル・経費支弁能力の確認方法 等

◆ 専門学校についても所轄庁（都道府県）が同様の情報把握や地方出入国在留管理局への提供を行うよう、所轄庁に要請、あわせて確認の観点など必要なノウハウを提供

◆ 専ら日本語教育を行う留学生別科について、日本語教育機関に関する法務省の告示基準に準じた上陸基準省令に基づく基準を策定

準用する告示基準の要素の例  
・学則  
・生徒数  
・施設・設備（校地・校舎、教室等）  
・入学者の募集・選考  
・在籍管理  
・教育課程  
・教員・事務職員  
・校地・校舎、教室等  
・抹消の基準 等

出入国在留管理庁の対応策

◆ 大学学部進学のための予備教育を受ける場合は、上陸基準省令上の研究生・聴講生による在留資格「留学」の対象外とする  
(2(2)の留学生別科の新上陸基準での受入れに移行)  
※これにより、日本語教育機関から実質的に日本語予備教育を受ける学部研究生等に進学した場合には在留期間の更新ができなくなる。

◆ 専門学校についても、文部科学省、地方出入国在留管理局及び所轄庁との情報共有等の連携の枠組により、在籍管理が不適切な専門学校が判明した場合には、1(2)と同様に、改善が認められるまでの間、留学生への在留資格「留学」の付与を停止し、専門学校名を所轄庁と同時に公表

◆ 留学生別科の教育施設・設備、教員の資質等が基準に適合するかどうかを確認、法務省に通告

◆ 専ら日本語教育を行う留学生別科で受け入れる留学生の在留資格審査においては、当該別科が文部科学省による基準適合性の確認を受けていることを許可の要件とする

【上陸基準省令の改正】















## 公立大学法人兵庫県立大学教職員就業規程（抜粋）

（定年）

第 22 条 教職員の定年は、次に掲げるとおりとする。

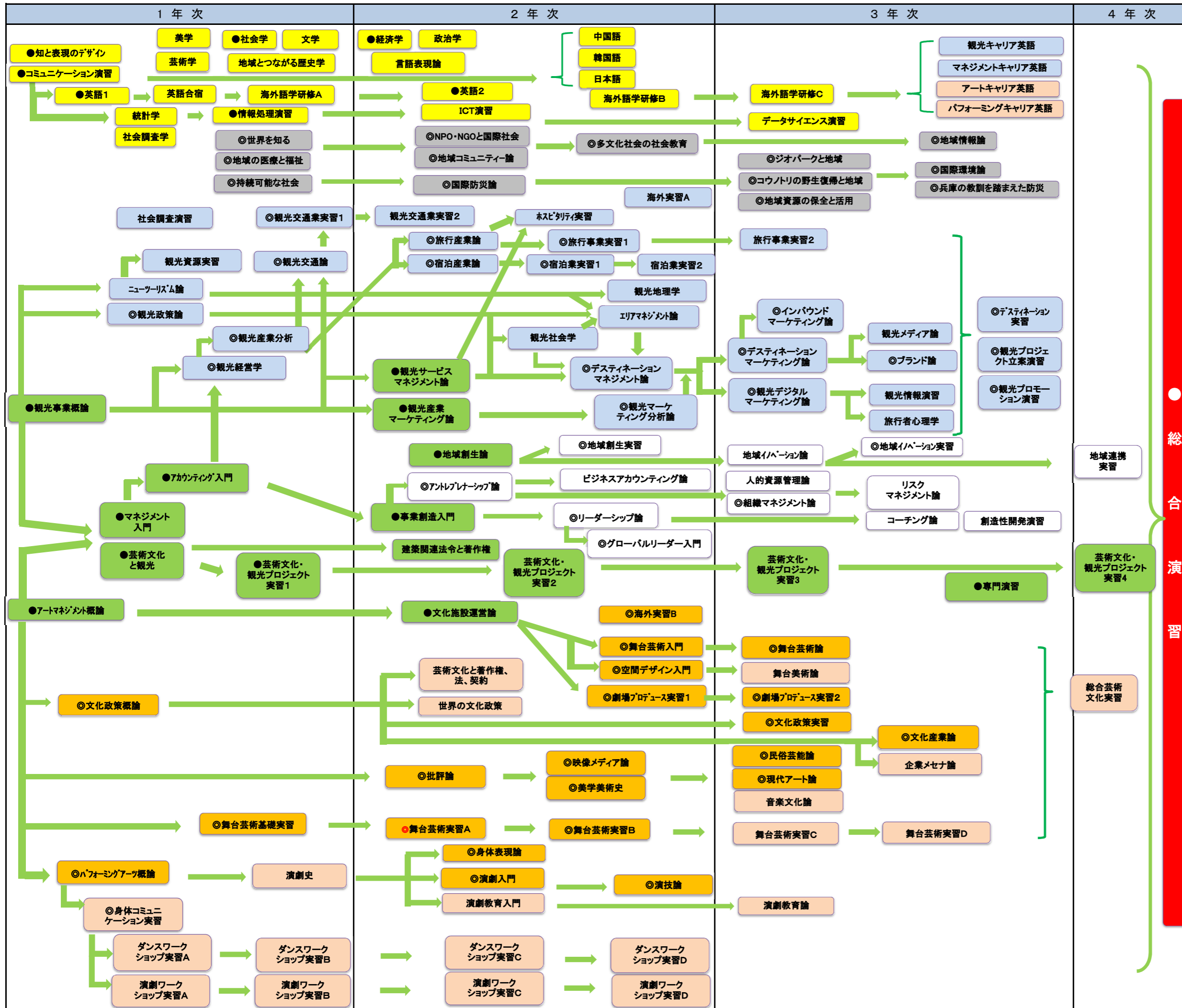
- （1）教員 満 65 歳
- （2）職員 満 60 歳（次号の職員を除く。）
- （3）保安員、用務員 満 63 歳

2 前項第 1 号の規定にかかわらず、特別の必要がある場合にあつては、法人が別に定めることができる。





ディプロマポリシーに掲げる能力を養成するため以下のカリキュラムを編成する。



学位	DP	専攻人材像	全学人材像
観光学士(専門職)	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニケーション能力</li> <li>観光マネジメント能力</li> <li>観光学士(専門職)に求められる能力</li> <li>価値創造能力</li> <li>地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力</li> </ul>	<p>観光分野の学びを徹底し、理論的かつ実践的な知識とスキルを身につけ、観光産業の発展に貢献できる専門職業人として活躍する。</p> <p>観光の特性を理解し、地域活性化の推進に貢献する。観光に関する事業活動を推進することで、地域の新たな活力を創出する。</p>	<p>地域活性化における観光文化と観光に関する事業活動を推進することで、地域の新たな活力を創出する。</p>
芸術文化学士(専門職)	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニケーション能力</li> <li>芸術文化マネジメント能力</li> <li>芸術文化学士(専門職)に求められる能力</li> <li>価値創造能力</li> <li>地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力</li> </ul>	<p>芸術文化と地域社会を橋渡しし、地域の魅力を高める。観光産業の発展に貢献する。</p> <p>芸術文化の魅力を高め、観光産業の発展に貢献する。観光産業の発展に貢献する。</p>	<p>地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力を高める。</p>

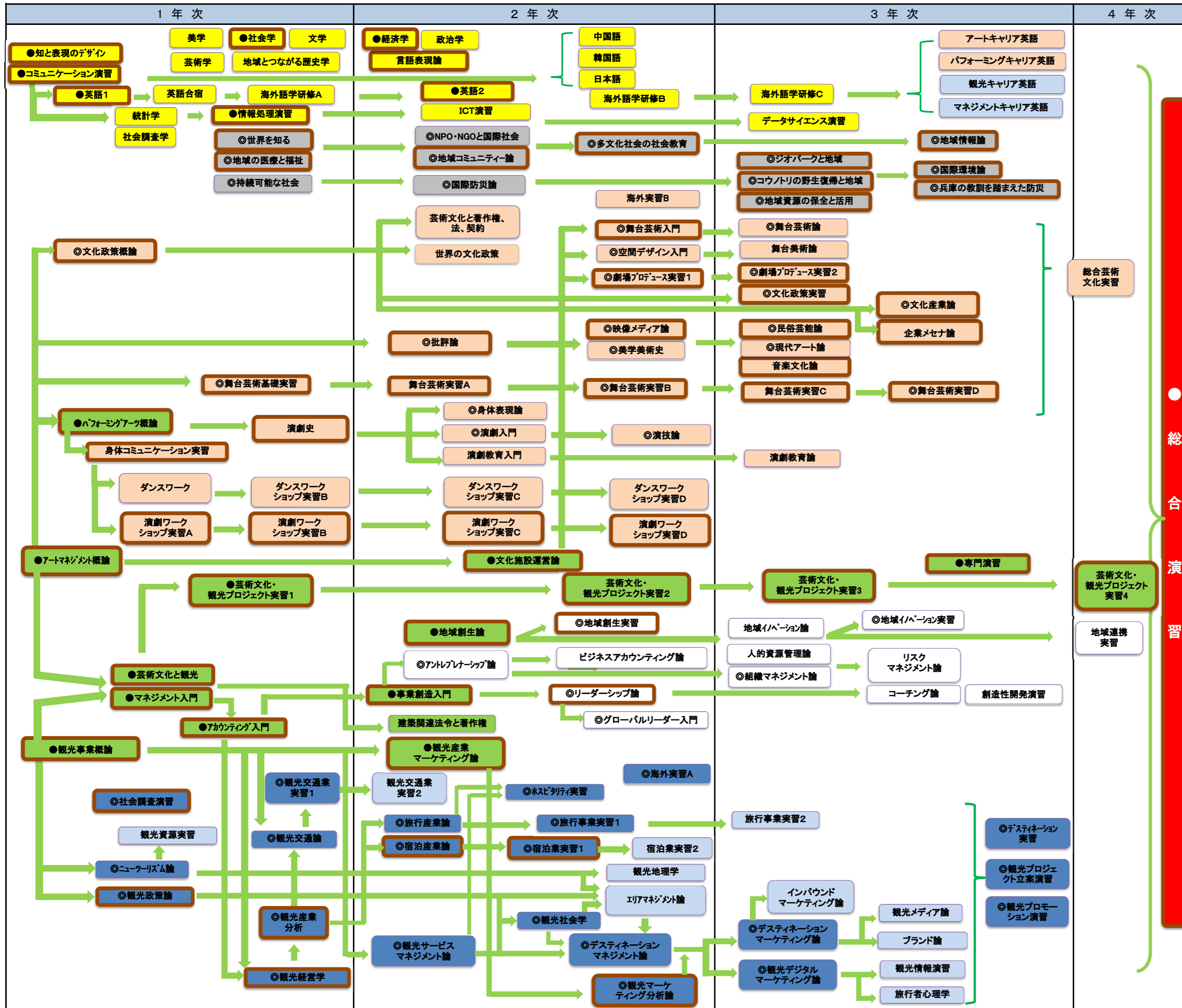
- 基礎科目 (Yellow)
- 展開科目 (Light Blue)
- 職業専門科目系 (Dark Blue)
- コア科目 (Green)
- 共通科目 (White)
- 芸術文化系 (Orange)
- クロスオーバー科目 (Yellow-Orange)
- 総合 (Red)
- : 必修科目
- ◎: 選択必修科目
- 無印: 選択科目



区分	1年次				2年次				3年次				4年次				実習	臨実	計	総計	
	第1Q	第2Q	第3Q	第4Q	第1Q	第2Q	第3Q	第4Q	第1Q	第2Q	第3Q	第4Q	第1Q	第2Q	第3Q	第4Q					
基礎科目	必修 コミュニケーション演習 知と表現のデザイン 情報処理演習 英語1A	1 1 1 3	1 1 1 3	2 1 1 3	英語2A	2	1 英語2B	2										0	0	19	20
	選択						言語表現論	1										0	0	1	
コア科目群	必修 マネジメント入門 観光事業概論 アートマネジメント概論 パフォーミングアーツ概論 芸術文化と観光	2 2 2 2 1	2 2 2 2 1	2 2 2 2 1	事業創造入門 観光産業マーケティング論 文化施設運営論	2 2 2	地域創生論	2	専門演習	2	専門演習	2						2	2	25	31
	選択 必修 選択						芸術文化・観光プロジェクト実習2	2			芸術文化・観光プロジェクト実習3	2						0	0	0	
共通	職業理論科目 選択 必修 選択				リーダーシップ論	2												0	0	2	4
	職業実践科目 選択 必修 選択							地域創生実習	2									2	2	2	
職業専門科目 観光系科目群	職業理論科目 選択 必修 選択			観光政策論 観光経営学 観光産業分析	2 1 1	宿泊産業論	2	観光マーケティング分析論	2									0	0	8	14
	職業実践科目 選択 必修 選択							宿泊実習1	4									4	4	6	
芸術文化系科目	職業理論科目 選択 必修 選択			文化政策概論	2	批評論 舞台芸術入門	2 2		映像メディア論	1	民俗芸能論	1	文化産業論	2				0	0	10	41
	職業実践科目 選択 必修 選択									企業メセナ論	2	音楽文化論	2					0	0	5	
展開科目	選択 必修 選択			身体コミュニケーション実習	2	舞台芸術基礎実習	2	舞台芸術実習B	2	劇場プロデュース実習1	2	劇場プロデュース実習2 文化政策実習	2	舞台芸術実習D	2			14	12	14	20
	選択 必修 選択			演劇ワークショップ実習A	2	演劇ワークショップ実習B	2	舞台芸術実習A	2	演劇ワークショップ実習C	2	演劇ワークショップ実習D	2	舞台芸術実習C	2			12	4	12	
総合科目	必修			世界を知る 地域の医療と福祉	2 2	地域コミュニティー論	2	多文化社会の社会教育	2			兵庫の教訓を踏まえた防災 ジオパークと地域	2 2	コウノトリの野生復帰と地域 地域資源の保全と活用 地域情報論 国際環境論	2 2 2 2			0	0	20	20
	必修												総合演習	2				0	0	4	4
卒業要件単位数		18	6	22	2	20	10	10	7	6	11	16	0	2	2	2	0	40	30	134	134
		48				47				33				6							

# 芸術文化分野カリキュラム配置表（履修モデル版）

ディプロマポリシーに掲げる能力を養成するため以下のカリキュラムを編成する。



学位	DP	専攻人材像	全学人材像
芸術文化学士（専門職）	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニケーション能力</li> <li>芸術文化マネジメント能力</li> <li>芸術文化学士（専門職）に求められる観光マネジメント能力</li> <li>価値創造の能力</li> <li>進化する能力</li> </ul>	<p>芸術文化と地域社会を橋渡しし、地域の魅力をより一層引き出す役割を担い、観光文化と観光産業の発展に貢献する。また、地域の文化資源を継承・活用し、持続可能な社会の実現に貢献する。</p>	<p>地域活性化における観光文化と観光産業の発展に貢献する。また、地域の文化資源を継承・活用し、持続可能な社会の実現に貢献する。</p>
観光学学士（専門職）	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニケーション能力</li> <li>観光マネジメント能力</li> <li>観光学学士（専門職）に求められる観光マネジメント能力</li> <li>価値創造の能力</li> <li>進化する能力</li> </ul>	<p>観光のマネジメント能力を高め、観光産業の発展に貢献する。また、地域の文化資源を継承・活用し、持続可能な社会の実現に貢献する。</p>	<p>観光産業の発展に貢献する。また、地域の文化資源を継承・活用し、持続可能な社会の実現に貢献する。</p>

**基礎科目** (Yellow)

**展開科目** (Grey)

**職業専門科目系** (Blue)

**観光系クロスオーバー科目** (Light Blue)

**コア科目** (Green)

**共通科目** (White)

**芸術文化系** (Orange)

**総合科目** (Red)

**履修科目** (Orange border)

● : 必修科目

◎ : 選択必修科目

無印 : 選択科目

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、教育課程の対応表

●アートマネジャー

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		授業形態		ディプロマ・ポリシー														
			必修	選択	講義	演習	実験・実習	基礎的な知識・技能及び対話的コミュニケーション能力			芸術文化マネジメント能力			観光マネジメント能力			価値創造の能力			地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力	
								学士(専門職)として必要となる教養、言語・情報リテラシーを身に付け、状況に応じて活用することができる。	多様なステークホルダーの考え方や立場を理解した上、対話を通じて合意形成に導く技術を身に付けている。	文化施設の運営及び舞台芸術を中心に芸術文化に関する専門的知識を身に付け、芸術文化の力を広く社会に開放し、地域の活性化に生かそうとする態度を有している。	地域固有の文化資源を芸術的観点から再発見し、芸術によって生み出される価値を付与することで、その芸術文化資源の発見・活用・発信の実務に適用していくことができる。	独創的かつ先端的な芸術文化の創造に取り組む姿勢を有している。	地域社会の課題を芸術文化の視点から見つけ、解決しようとするリーダーとしての姿勢を有している。	芸術文化活動を社会に広く発信するための基礎的なマーケティング能力を身に付けている。	観光地域づくりや観光産業を取り巻く現状や課題を理解し、芸術文化による地域の活性化の実務に適用できる。	地域の観光関連事業者の考え方や立場を理解し、連携することができる。	芸術文化及び観光が地域の活性化にどのような役割を果たすかについて問題意識を持ち、それを追究していく強い意志を持っている。	マネジメント、マーケティング、事業創造に関する基礎的な理論・知識を身に付け、事業活動について継続性を担保する手法や、新たな価値を生み出していく意義について理解している。	芸術文化及び観光に関する知見を生かし、芸術文化と観光に関する事業活動を通じて交流人口を拡大し、地域を活性化させることができる。	多様性を理解し、共感し、他者と協調・協働して行動することができ、相互に支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮し、活動できる社会づくりに取り組む姿勢を有している。	率先して、安心・安全の確保、環境の保全・改善に取り組む姿勢を有している。
							専門職業人として必要なリテラシーを身に付けさせる	創造性を喚起させるための基礎となる教養を身に付けさせる	対話的コミュニケーション能力を養成する	文化施設の運営及び舞台芸術を中心に芸術文化に関する専門的知識・技能を身に付けさせる	舞台芸術を中心とした活動を通じて芸術文化の振興及び地域の活性化に寄与する実践的な方法論を修得させる	芸術文化に関する幅広い知識・技能を身に付けさせるとともに、芸術文化が社会に果たす役割を考察させる	観光におけるマネジメントの基礎的な専門知識・技能を身に付けさせるとともに、観光地域づくりや観光産業を取り巻く現状や課題を考察させる	地域を取り巻く現状や課題を考察させるとともに、地域創生に関する知識・技能、課題解決のための方法論を身に付けさせる	基礎的な経営の知識・技能を身に付けさせる	芸術文化と観光による新たな価値創造の好循環が地域創生に果たす役割、意義を理解させ、芸術文化及び観光の視点を生かして地域活性化に取り組む能力を養成する	年齢層、障害の有無、文化や風土、国籍の違いなどに配慮した安全で安心な暮らしが確保され、全ての人々にとって利用しやすい、持続可能な社会づくりに関する知識を身に付けさせる				
							初年次教育	言語リテラシー	情報処理リテラシー												
							「●」必修/「◎」選択必修/「○」選択			カリキュラム・ポリシー【基礎科目】			カリキュラム・ポリシー【職業専門科目】			カリキュラム・ポリシー【展開科目】					
①基礎科目	コミュニケーション演習	1①、③	3						●												
	知と表現のデザイン	1①、③	2					●													
	情報処理演習	1①、③	2					●													
	英語1A	1①	3					●													
	英語1B	1③	3					●													
	英語2A	2①	2					●													
	英語2B	2③	2					●													
	社会学	1-2②	1						●												
	言語表現論	1-2②	1						○												
	経済学	1-2②	1						●												
小計(10科目)		19	1																		
②職業専門科目	マネジメント入門	1①	2													●					
	アカウント入門	1③	2													●					
	事業創造入門	2①	2													●					
	観光事業概論	1①	2							●											
	観光産業マーケティング論	2①	2										●								
	アートマネジメント概論	1①	2						●												
	パフォーミングアーツ概論	1①	2						●												
	文化施設運営論	2①	2						●												
	芸術文化と観光	1①	1						●					●							
	地域創生論	2③	2							●				●							
	芸術文化・観光プロジェクト実習1	1②	2						●					●							
	芸術文化・観光プロジェクト実習2	2②	2						○					○							
	芸術文化・観光プロジェクト実習3	3②	2						○					○							
	芸術文化・観光プロジェクト実習4	4②	2						○					○							
	専門演習	3①、③	4						●		●		●		●		●				
小計(15科目)		23	8																		
共通科目	リーダーシップ論	2①	2													○					
	地域創生実習	2④	2														○				
	小計(2科目)		0	4																	
観光系科目群	観光政策論	1③	2																		
	観光経営学	1③	1																		
	観光産業分析	1③	1																		
	宿泊産業論	2①	2																		
	観光マーケティング分析論	2③	2																		
	小計(5科目)		0	8																	
社会系科目群	社会調査演習	1①③	2																		
	宿泊業実習1	2②	4																		
	小計(2科目)		0	6																	



履修モデル別の科目編成

●必修、◎選択必修、○選択

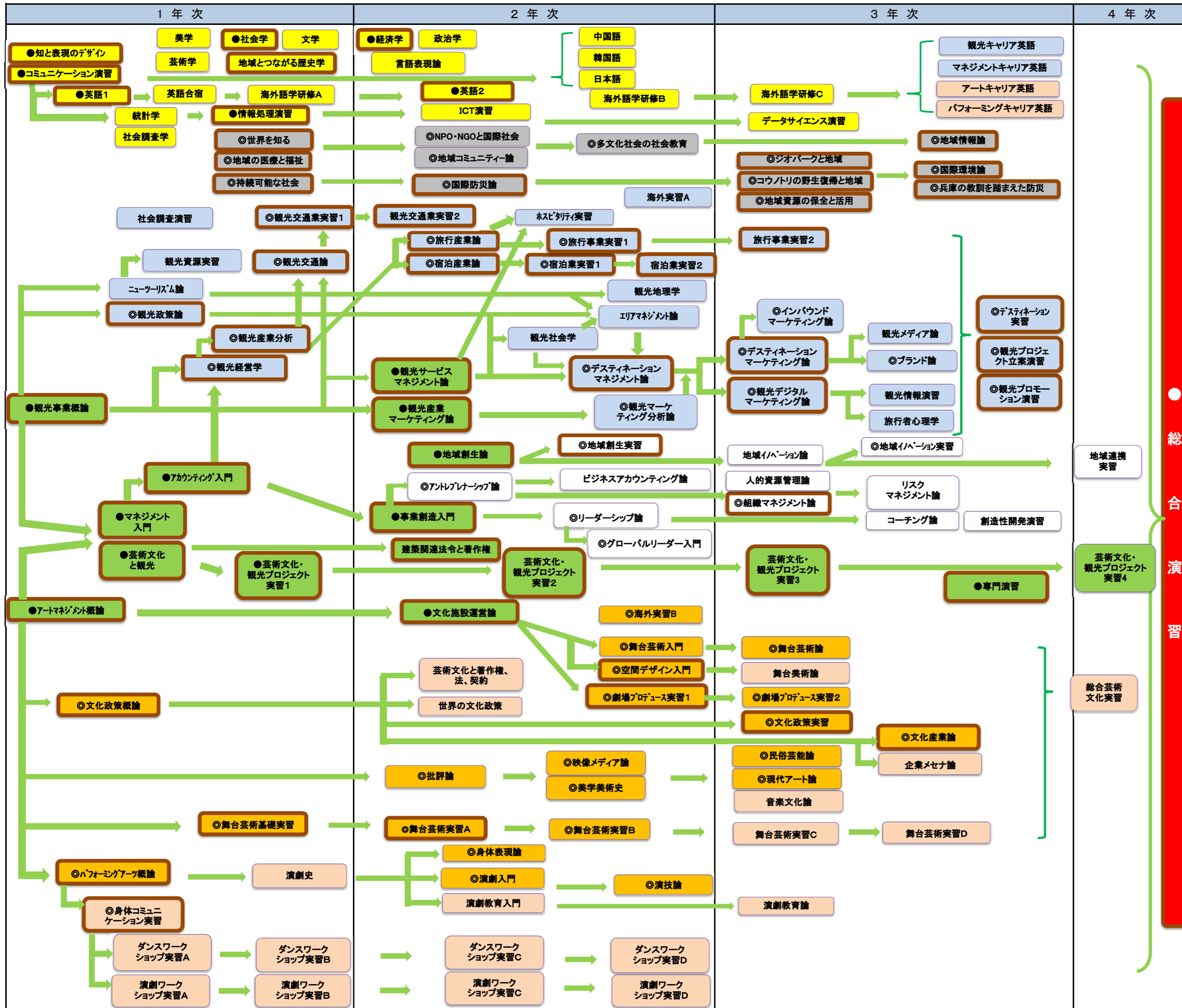
		アートマネジャー				
就職先区分		公共文化施設管理者、民間指定管理事業者、メディア産業、イベント企画会社、劇団				
職種		文化施設コーディネーター、アートマネジャー、アートディレクター				
役割		①公演等の企画意図を理解し、公演や作品等に適切に表現 ②優れた感性とセンスを生かし、集客力のある公演や作品等を企画・構成・制作 ③魅力的な実演芸術を通じて人々を引きつけ、地域の賑わいを創出 ④マーケティング、顧客獲得・拡大、営業・渉外・広報等のマネジメント ⑤芸術文化の受け手と作り手を結ぶコーディネーター				
区分	分類	科目	区分	身に付く知識・技能		
基礎	対話的コミュニケーション能力	コミュニケーション演習	●	対話を通じての関係者間の合意形成能力		
	初年次教育	知と表現のデザイン	●	大学での学びの姿勢、将来に向けたキャリアデザインを形成		
	教養、言語・情報リテラシー	情報処理演習		●	基礎的な情報処理に関する知識・技能を修得	
		英語 1 英語 2		●	外国人との必要なコミュニケーションを図る能力を養成	
		社会学		●	人間の活動が地域社会に及ぼす影響を考察する能力を養成	
		言語表現論		○	言語を根源的・実践的に考察	
	経済学		●	芸術文化、観光の事業を経済活動として捉え、考察する能力を養成		
職業専門	共通 (専門知識・技能)	マネジメント入門	●	マネジメントの基礎理論を学修		
		アカウンティング入門	●	会計に関する基礎知識を修得		
		事業創造入門	●	新たな価値創造(新規事業の創造)に関する基礎理論を修得		
	観光 (専門知識・技能)	観光事業概論	●	観光産業に関する事業内容、課題、動向等の知識を修得		
		観光産業マーケティング論	●	観光産業の特性に応じたマーケティングの理論を学修		
	芸術文化 (専門知識・技能)	アートマネジメント概論	●	芸術文化と様々な分野とのつながりを理解。文化施設運営の実務に関する基礎知識を修得		
		パフォーミングアーツ概論	●	パフォーミングアーツの意味するところに関する基礎的な知識		
		文化施設運営論	●	文化施設の企画運営に関する知識・技能。実践に向けた土台を形成		
	共通 (専門知識・技能)	芸術文化と観光	●	芸術文化と観光が地域活性化に果たす役割、学修する意義を考察		
		地域創生論	●	地域の発展に向けた理論、手法等に関する知識を修得		
		芸術文化・観光プロジェクト実習 1	●	国際演劇祭をフィールドに、芸術文化、観光を活用した取組を実践する知識・技能を養成		
		芸術文化・観光プロジェクト実習 2	○			
		芸術文化・観光プロジェクト実習 3	○			
		芸術文化・観光プロジェクト実習 4	○			
		専門演習	●	芸術文化及び観光により地域活性化を図る専門知識。研究課題の収集、研究方法		
	共通(経営に関する専門知識・技能)	リーダーシップ論	◎	リーダーシップに関する実践的な能力を養成		
	共通(地域創生に関する専門知識・技能)	地域創生実習	◎	地方自治体における地域創生の取組について実習		
	観光 (観光ビジネス能力に関する専門知識・技能)	観光政策論	◎	観光政策のあり方について多角的な視座を獲得		
		観光経営学	◎	経営学を概観し、基礎的な理論や知識、フレームワークを観光関連企業にあてはめて学修		
		観光産業分析	◎	個別の観光産業の学びを深めるためのビジネスモデルの理論と知識を修得		
		宿泊産業論	◎	宿泊産業を俯瞰し、現状と課題、将来のあり方を考察		
		観光マーケティング分析論	◎	汎用性の高い統計分析手法・表現方法を学修		
		社会調査演習	◎	企画・立案を行うために必要な調査・分析などの手法を学修		
		宿泊実習 1	◎	宿泊産業の現場実習を通じて課題や改善策を考察		
		芸術文化 (芸術文化創造・マネジメント能力に関する専門知識・技能)	演劇史	○	古今東西の劇場と演劇の歴史	
	文化政策概論		◎	日本の文化政策の現状と課題、芸術文化の公共性について理解		
	批評論		◎	表現者・アートマネジャー・プロデューサーに求められる批評力を養成		
	映像メディア論		◎	写真、映画、テレビ、ビデオ(7-ト)などの映像メディアの生成、普及、変容などを社会との関わりから考察		
	企業メセナ論		○	企業メセナの今日的な課題を分析、社会との関わりを多角的に考察		
	民俗芸能論		◎	祭礼を含む多様な民俗芸能の保存と活用を考察		
	音楽文化論		○	音楽文化の基礎的素養を身につけ、良質な音楽芸術を媒介・普及するアートマネジャー技法等を修得		
	文化産業論		◎	芸術文化と産業・経済の関係について歴史・理論等を多角的に考察		
	舞台芸術入門		◎	舞台芸術全般に関する基礎知識		
	舞台芸術基礎実習		◎	舞台芸術の制作・創作に関する全般的知見(体験的基礎知識)		
	舞台芸術実習 A		○	ステージマネージャーに関する知識と技能		
	舞台芸術実習 B		◎	演劇の実作に関する知識と技能		
	舞台芸術実習 C		○	ダンスの実作に関する知識と技能		
	舞台芸術実習 D		◎	新作の作り方と発信の仕方(クリエーションとプレゼンテーションの知識と技能)		
	劇場プロデュース実習 1		◎	劇場現場での実習を通じて劇場運営に関する職業能力を養成		
	劇場プロデュース実習 2		◎	劇場現場での実習を通じて劇場運営に関する職業能力を養成		
	文化政策実習		◎	地方自治体の文化政策の現状・課題、具体的な対応策を検討		
	身体コミュニケーション実習		○	身体感覚に基づくコミュニケーションのあり方		
	演劇ワークショップ実習 A		○	俳優の心構え・身構え		
	演劇ワークショップ実習 B		○	演出家やドramatizerのスキル(発想力や指導力、言葉の運用能力等)		
	演劇ワークショップ実習 C		○	演技や演出の急所を捉える能力		
	演劇ワークショップ実習 D		○	演劇ワークショップファシリテーター、教育コーディネーターの知識と技能		
	展開		創造的な役割を果たすための応用能力	世界を知る	◎	世界の政治経済、歴史、宗教等に関する知見を修得
地域の医療と福祉		◎		地域医療、福祉に関する知識を修得		
地域コミュニティ論		◎		地域コミュニティの課題、公共性の領域における活動概念を理解		
多文化社会の社会教育		◎		国内外の様々な社会教育施設(公民館、図書館、博物館)による共生へ向けた取り組みを学修		
兵庫の教訓を踏まえた防災		◎		阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、災害への備えを学修		
ジオパークと地域		◎		ジオパークを題材に、地質・地形と文化・産業等の活動を理解		
コウノトリの野生復帰と地域		◎		コウノトリと人が共生する地域の環境課題等を理解		
地域資源の保全と活用		◎		地域資源の発見・保全・活用に関する基礎知識を修得		
地域情報論		◎		地域情報を解析し、地域の実情を理解		
国際環境論		◎		グローバルな環境問題を読み解く基礎知識を修得		
総合		教育課程の集大成		総合演習	●	分野の異なる複数の教員の指導による演習を通じて価値創造の力を身につける

区分	1年次				2年次				3年次				4年次				実習	臨実	計	総計	
	第1Q	第2Q	第3Q	第4Q	第1Q	第2Q	第3Q	第4Q	第1Q	第2Q	第3Q	第4Q	第1Q	第2Q	第3Q	第4Q					
基礎科目	必修	コミュニケーション演習 知と表現のデザイン 情報処理演習 英語1A	1 1 1 3	1 1 1 3	コミュニケーション演習 知と表現のデザイン 情報処理演習 英語1B	2 1 1 3	2 1 1 3	英語2A	2	経済学	1	英語2B	2					0	0	19	
	選択			地域とつながる歴史学	1													0	0	1	
コア科目群	必修	マネジメント入門 観光事業概論 アートマネジメント概論 芸術文化と観光	2 2 2 1	2 2 2 1	アカウンティング入門	2	2	事業創造入門 観光産業マーケティング論 観光サービスマネジメント論 文化施設運営論	2 2 2 2	2	地域創生論	2	2	専門演習	2	2	2	2	2	25	
	選択必修	パフォーミング アーツ概論	2															0	0	2	
	選択							芸術文化・観光プロジェクト実習2 建築関連法令と著作権	2 1					芸術文化・観光プロジェクト実習3	2			4	4	5	
共通	職業理論科目	選択必修											組織マネジメント論	2				0	0	2	
	職業実践科目	選択必修									地域創生実習	2						2	2	2	
	職業理論科目	選択																0	0	0	
	職業実践科目	選択																0	0	0	
観光系科目群	職業理論科目	選択必修			観光政策論 観光交通論 観光経営学 観光産業分析	2 2 1 1	2 2 1 1	旅行産業論 宿泊産業論	2 2	2	2	2	観光デジタルマーケティング論	2	2	2	2	0	0	16	
	職業実践科目	選択必修			観光交通実習1	2	2	旅行事業実習1 宿泊実習1	2 4	2	4	2	観光プロモーション演習	2	2	2	2	14	14	14	
	職業実践科目	選択									観光交通実習2 宿泊実習2	2 4	2	2	2	2	2	8	8	8	
	職業理論科目	選択																0	0	0	
芸術文化系科目	職業理論科目	選択必修			文化政策概論	2										文化産業論	2			6	
	職業実践科目	選択						空間デザイン入門	2									0	0	0	
	職業実践科目	選択必修	身体コミュニケーション実習	2	2	舞台芸術基礎実習	2	2	2	2	2	2	劇場プロデュース実習1	2	2	2	10	8	10		
職業実践科目	選択												文化政策実習	2			0	0	0		
展開科目	選択必修			世界を知る 地域の医療と福祉 持続可能な社会	2 2 2	2 2 2	国際防災論	2	2	2	2	2	兵庫の教訓を踏まえた防災 ジオパークと地域	2 2	2 2	2 2	0	0	20		
総合科目	必修															総合演習	2	2	4		
卒業要件単位数		17	4	25	2	20	10	6	10	6	14	16	0	2	0	2	0	40	38	134	
		48				46				36				4							



# 観光分野カリキュラム配置表（履修モデル版）

ディプロマポリシーに掲げる能力を養成するため以下のカリキュラムを編成する。



学位	DP	専攻人材像	全学人材像
観光学士（専門職）	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニケーション能力</li> <li>観光マネジメント能力</li> <li>観光学士（専門職）に求められる芸術文化マネジメント能力</li> <li>価値創造能力</li> <li>地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力</li> </ul>	<p>分野の学びを徹底し、理論的かつ実践的な力を身につけて、観光の果たす役割を理解し、両分野双方の視点を創出し、芸術文化における観光に関する事業活動を推進することで、地域新たな活力を創出する人材</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎科目</li> <li>展開科目</li> <li>職業専門科目系</li> <li>観光系</li> <li>コア科目</li> <li>共通科目</li> <li>芸術文化系</li> <li>クロスオーバー科目</li> <li>総合</li> <li>履修科目</li> <li>●: 必修科目</li> <li>◎: 選択必修科目</li> <li>無印: 選択科目</li> </ul>
芸術文化学士（専門職）	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニケーション能力</li> <li>芸術文化マネジメント能力</li> <li>芸術文化学士（専門職）に求められる観光マネジメント能力</li> <li>価値創造能力</li> <li>地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力</li> </ul>	<p>芸術文化と地域社会を橋渡しし、地域の魅力を創出し、地域の魅力づくりにより新たな価値を創造できる専門職業人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎科目</li> <li>展開科目</li> <li>職業専門科目系</li> <li>観光系</li> <li>コア科目</li> <li>共通科目</li> <li>芸術文化系</li> <li>クロスオーバー科目</li> <li>総合</li> <li>履修科目</li> <li>●: 必修科目</li> <li>◎: 選択必修科目</li> <li>無印: 選択科目</li> </ul>







履修モデル別の科目編成

●必修、◎選択必修、○選択

		観光事業プランナー・マネジャー			
就職先区分	旅行業、レジャーサービス、イベント企画会社、旅行交通業、宿泊業等				
職種	地域づくりプランナー、ツアーオペレーター、ホテルマネージャー				
役割	①マーケットの構造転換に対応し、顧客に選ばれる商品・サービスの開発、企画の立案等を実践 ②内外の顧客獲得、販路拡大につながるマーケティングの実施、プロモーションなど情報発信 ③企業ビジョンに沿った企画を立案・実行 ④ホスピタリティ及び顧客心理の理解 ⑤多様なステークホルダーとの関係構築				
区分	分類	科目	区分	身に付く知識・技能	
基礎	対話的コミュニケーション能力	コミュニケーション演習	●	対話を通じての関係者間の合意形成能力	
	初年次教育	知と表現のデザイン	●	大学での学びの姿勢、将来に向けたキャリアデザインを形成	
	教養、言語・情報リテラシー	情報処理演習		●	基礎的な情報処理に関する知識・技能を修得
		英語1 英語2		●	外国人との必要なコミュニケーションを図る能力を養成
		社会学		●	人間の活動が地域社会に及ぼす影響を考察する能力を養成
		地域とつながる歴史学		○	地域の歴史との関係から現代社会の課題を考察
	経済学		●	芸術文化、観光の事業を経済活動として捉え、考察する能力を養成	
職業専門	共通 (専門知識・技能)	マネジメント入門	●	マネジメントの基礎理論を学修	
		アカウンティング入門	●	会計に関する基礎知識を修得	
		事業創造入門	●	新たな価値創造(新規事業の創造)に関する基礎理論を修得	
	観光 (専門知識・技能)	観光事業概論	●	観光産業に関する事業内容、課題、動向等の知識を修得	
		観光サービスマネジメント論	●	観光産業の特性に応じたサービスマネジメントの理論を学修	
		観光産業マーケティング論	●	観光産業の特性に応じたマーケティングの理論を学修	
	芸術文化 (専門知識・技能)	アートマネジメント概論	●	芸術文化と様々な分野とのつながりを理解。文化施設運営の実務に関する基礎知識を修得	
		パフォーミングアーツ概論	●	パフォーミングアーツの意味するところに関する基礎的な知識	
		文化施設運営論	●	文化施設の企画運営に関する知識・技能。実践に向けた土台を形成	
	共通 (専門知識・技能)	芸術文化と観光	●	芸術文化と観光が地域活性化に果たす役割、学修する意義を考察	
		建築関連法令と著作権	○	建築と各分野の施設に関連する法規制・著作権に関連する法規制の基礎知識を学修	
		地域創生論	●	地域の発展に向けた理論、手法等に関する知識を修得	
		芸術文化・観光プロジェクト実習1	●	国際演劇祭をフィールドに、芸術文化、観光を活用した取組を実践する知識・技能を養成	
		芸術文化・観光プロジェクト実習2	○		
		芸術文化・観光プロジェクト実習3	○		
		専門演習	●		芸術文化及び観光により地域活性化を図る専門知識。研究課題の収集、研究方法
	共通 (経営に関する専門知識・技能)	組織マネジメント論	◎	組織における人間行動特性等を理解	
	共通 (地域創生に関する専門知識・技能) 観光 (観光ビジネス能力に関する専門知識)	地域創生実習	◎	地方自治体における地域創生の取組について実習	
		観光政策論	◎	観光政策のあり方について多角的な視座を獲得	
		観光交通論	◎	観光交通について概説し、課題・その改善策等を考察	
		観光経営学	◎	経営学を概観し、基礎的な理論や知識、フレームワークを観光関連企業にあてはめて学修	
		観光産業分析	◎	個別の観光産業の学びを深めるためのビジネスモデルの理論と知識を修得	
		旅行産業論	◎	旅行業の現状と課題を概説し、課題整理と将来展望を考察	
		宿泊産業論	◎	宿泊産業を俯瞰し、現状と課題、将来のあり方を考察	
		デスティネーションマネジメント論	◎	デスティネーションマネジメントの構成要素を整理し、観光地経営の方法論を修得	
		観光デジタルマーケティング論	◎	デジタルマーケティングの理論・技法を修得	
		デスティネーションマーケティング論	◎	DMの仕組みを理解し、DMの施策策定能力を養成	
		観光交通実習1	◎	観光交通サービスの実務を通じて業務遂行力を修得	
		観光交通実習2	○	観光交通サービスの実務を通じて業務遂行力を修得	
		旅行事業実習1	◎	旅行サービスの実務を通じて業務遂行力を修得	
		旅行事業実習2	○	旅行サービスの実務を通じて業務遂行力を修得	
		宿泊実習1	◎	宿泊産業の現場実習を通じて課題や改善策を考察	
		宿泊実習2	○		
		観光プロモーション演習	◎	新たな観光プロモーションの手法を考察	
		デスティネーション実習	◎	DMO等の現場で観光商品・サービスの企画開発に取り組む	
		観光プロジェクト立案演習	◎	観光商品・サービスの企画開発に関して演習	
		芸術文化 (芸術文化創造・マネジメント能力に関する専門知識・技能)	文化政策概論	◎	日本の文化政策の現状と課題、芸術文化の公共性について理解
	文化産業論		◎	芸術文化と産業・経済の関係について歴史・理論等を多角的に考察	
	空間デザイン入門		◎	空間デザインに関する基礎知識、ならびにその構想方法、またそれを人と協働する際の手法	
	舞台芸術基礎実習		◎	舞台芸術の制作・創作に関する全般的知見(体験的基礎知識)	
	舞台芸術実習A		◎	ステージマネージャーに関する知識と技能	
	劇場プロデュース実習1		◎	劇場現場での実習を通じて劇場運営に関する職業能力を養成	
文化政策実習	◎		地方自治体の文化政策の現状・課題、具体的な対応策を検討		
身体コミュニケーション実習	◎		身体感覚に基づくコミュニケーションのあり方		
展開	創造的な役割を果たすための応用能力	世界を知る	◎	世界の政治経済、歴史、宗教等に関する知見を修得	
		地域の医療と福祉	◎	地域医療、福祉に関する知識を修得	
		持続可能な社会	◎	「持続可能な発展」の理念を理解する	
		国際防災論	◎	世界の自然災害や防災事情を知り、防災・減災の取組を学修	
		兵庫の教訓を踏まえた防災	◎	阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、災害への備えを学修	
		ジオパークと地域	◎	ジオパークを題材に、地質・地形と文化・産業等の活動を理解	
		コウノトリの野生復帰と地域	◎	コウノトリと人が共生する地域の環境課題等を理解	
		地域資源の保全と活用	◎	地域資源の発見・保全・活用に関する基礎知識を修得	
		地域情報論	◎	地域情報を解析し、地域の実情を理解	
		国際環境論	◎	グローバルな環境問題を読み解く基礎知識を修得	
		総合	教育課程の集大成	総合演習	●

## 芸術文化観光専門職大学教育課程連携協議会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、産業界及び地域社会等と連携して教育課程を編成し、実施するため設置する「芸術文化観光専門職大学教育課程連携協議会（以下「連携協議会」という。）」の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条 連携協議会は、次に掲げる事項を審議し、芸術文化観光専門職大学学長（以下「学長」という。）に意見を述べるものとする。

- (1) 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

（組織）

第3条 連携協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する教員その他の職員
  - (2) 芸術文化観光専門職大学（以下「本大学」という。）の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの
  - (3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
  - (4) 臨地実務実習その他の授業科目の開設又は授業の実施において本大学と協力する事業者
  - (5) 本大学の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認めるもの
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 連携協議会の委員長は、委員の互選により選出し、委員長が連携協議会を招集する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、事故その他やむを得ない事情で連携協議会に出席できないときは、あらかじめ委員長の下承を得て、代理人を出席させることができる。

(開催)

第4条 連携協議会は、定例会議及び臨時会議とする。

2 定例会議は、原則年2回開催する。

3 臨時会議は、委員長が必要があると認めるときに開催する。

4 連携協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を連携協議会に出席させ、意見を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、学生並びに教職員の個人情報に関する事項及び臨地実務実習受入施設の情報に関する事項については、秘密を漏らしてはならない。

(報告)

第7条 連携協議会で審議した事項について、その結果又は経過を学長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 連携協議会の庶務は、事務局において行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、連携協議会の運営に関し必要な事項は、連携協議会が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。